

第 7 回桑名市景観計画策定委員会議事要旨

日 時・場所	平成 20 年 11 月 25 日（火）午前 9 時 30 分から午後 12 時 30 分 桑名市役所 3 階第 2 会議室
出席者	委員：13 人（欠席 3 人） アドバイザー：1 人（欠席 1 人） 代表幹事： 3 人（市） 事務局： 4 人（コンサルタント： 2 人）
議事次第	(1) 第 6 回策定委員会对応方針の確認 (2) 一般地区における行為の制限に関する事項 ：届出を要する行為について (3) 一般地区における行為の制限に関する事項 ：景観形成基準の考え方について
	<p>(1) 第 6 回策定委員会对応方針の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、第 6 回策定委員会对応方針に基づき説明し了解を得た。 <p>(2) 一般地区における行為の制限に関する事項：届出を要する行為について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局及びコンサルタントが、行為の制限に関する事項における届出を要する行為について説明し、建築物や工作物の届出高さは、10 m を超えるもの、建築面積は 1,000 m² を超えるもの、開発行為等は 3,000 m² を超えるものとする事で了解を得た。 ・工作物について、10m を超えるコンクリート柱は、届出の除外行為とすべきとの提案がなされ、工作物の種類別の詳細な届出高さは次回の策定委員会で提案することとした。 ・路外駐車場は、景観法では届出の対象とならないが、景観に影響を及ぼす場合が多いため、桑名市独自で届出の対象行為とすることの可能について検討すべきとの提案がなされ、今後の検討課題とした。 <p>(3) 一般地区における行為の制限に関する事項：景観形成基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局及びコンサルタントが、行為の制限に関する事項における景観形成基準について説明し、色彩基準の具体的な制限内容について質問がなされ、次回の策定委員会で提示することとした。 ・地区別に特に留意すべき事項について、水辺の景観や歴史的地区の景観を追加すべき地区の提案がなされ、景観形成基準の成文化とともに、必要に応じて追加を検討することとした。 ・景観形成基準の成文化に向けて、眺望景観を大切にしていける基準も検討すべきとの提案がなされ、今後の検討課題とした。